

院外処方箋における問い合わせ簡素化のプロトコール

北海道大学病院

本プロトコールに従った薬剤変更については、問い合わせを不要とする
疑義照会歴には、本プロトコールに従った変更であることを明記すること。

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。

以下に示す変更において、

- ・必ず患者さんへの説明（服用方法、薬剤料）と同意を得たうえで行うこと
- ・**適応の範囲内で行うこと**
- ・麻薬に関する変更は不可とする
- ・**バイオ製剤間の変更は不可とする**
- ・原則、安定性、利便性の向上のための変更に限る（先発品間の変更も含む）

① 同一成分の銘柄変更（後発→先発、先発 A→先発 B、後発 A→後発 B）

グラクティブ ↔ ジャヌビア
ボナロン ↔ フォサマック など

② 内服薬の剤形変更（徐放化製剤は除く）（一般名処方含む）

△△△△OD錠 ↔ △△△△錠
□□□カプセル ↔ □□□錠
○○○錠 ↔ ○○○散、○○○DS
●●●錠（粉砕） → ●●●散、●●●DS（液剤への変更は不可）

※ 安定性、体内動態等を考慮すること

③ 内服薬の規格変更（一般名処方含む）

フェブrik錠(20) 0.5錠 ↔ フェブrik錠(10) 1錠
リピトール錠(5) 2錠 ↔ リピトール錠(10) 1錠 など

④ 合剤への切替（入院により単剤に切り替わった（元々合剤を使用していた）場合のみ）

テルミサルタン(40m) 1錠、アムロジピン(5) 1錠 → ミカムロ配合錠 AP 1錠

⑤-1) 内服薬の用法変更（承認用法と異なる場合） ※後発品を含む

ビスフォスホネート剤 起床時へ変更

α グルコシダーゼ阻害剤・速効型インスリン分泌促進剤 食直前へ変更

ゲーフィス、リンゼス 食前へ変更

リパクレオン 食直後へ変更

エパデール、ロトリガ 食直後へ変更

リオナ、炭酸ランタン、沈降炭酸カルシウム 食直後へ変更

アコファイド 食前へ変更

ドンペリドン、メトクロプラミド 食前へ変更（ただし初回は疑義照会すること） Q10 参照

漢方薬 食前へ変更（ただし初回は疑義照会すること） Q10 参照

※いずれも、服用時間帯の変更が必要な処方^①は疑義照会を行うこと（BP 剤除く）

-2) 内服薬の用法変更（承認用法と異なる場合）

頓用用法ついて、明らかに用法が異なっている場合の修正

カロナール 不眠時 や ロキソニン 吐き気時 等

「発作時」や「検査用」について適切な用法への修正

てんかん発作時、低血糖発作時 などへ

⑥-1) 内服薬の日数変更

1日おき、週3回などのコメントがある薬剤の処方日数

※処方が1RP のみの場合や、他の RP の日数と意図的にずれている場合等は、

主治医による残薬調整の結果（特に抗がん剤）の可能性もあるため、

患者より明確な理由が得られない場合は、疑義照会すること

-2) 内服薬の日数変更

次回受診日まで処方日数が過不足する場合の日数変更（継続的に処方されている薬剤のみ変更対象とする） Q5 参照 残薬調整は⑫参照

※医師による、残薬調整による日数不足でないことを確認すること

※数剤のみ日数が足りない等の場合、意図的な場合もあるので、疑問がある場合は疑義照会すること

※向精神薬の日数変更について、日数延長は不可。延長が必要な場合は疑義照会を行うこと。

⑦ 湿布剤の剤形・規格変更

同一成分・枚数のパップ剤 ↔ テープ剤

⑧ 湿布剤・軟膏剤の使用部位追記

湿布剤の使用部位未記載の場合の追記

⑨ 軟膏剤の規格変更

●●●軟膏 5 g 2本 → ●●●軟膏 10 g 1本

※基剤の変更は不可

※へパリン類似物質（ヒルドイド）について、クリーム剤、軟膏剤、泡スプレー、ローション間の変更は、化学療法患者において処方された基剤を最良としたうえで、薬学的判断にて変更可（次回受診時までの、処方量となるよう注意すること）

⑩ 点眼剤、点耳液、点鼻液、吸入剤、含嗽剤、インスリンの本数（針含む）変更

次回受診日までを換算し本数に過不足が生じる場合変更可

（原則、目視による残薬確認ができた場合は**薬剤情報提供書（トレーシングレポート）**の提出にて減可

⑫参照）Q6、7、8 参照

※残薬調整にて不足が生じないよう十分な確認を行ってください。不足が生じた場合は、薬局の責任において対処願います

⑪ 一包化コメントの追加、削除

（指示追加の場合、服薬状況を確認し**薬剤情報提供書（トレーシングレポート）**を提出）Q6、7 参照

⑫ 残薬に伴う日数短縮（原則、目視による残薬確認ができた場合は**服薬状況を薬剤情報提供書（トレーシングレポート）**の提出にて減可）Q6、7、8 参照

※『疑義照会した上で調剤』にチェックがある場合は、疑義照会を行うこと

※残薬調整にて不足が生じないよう十分な確認を行ってください。不足が生じた場合は、薬局の責任において対処願います

⑬ うがい薬のみの処方箋について

「医師へ確認済」として処理してよい